

新型コロナウイルス感染症対応について（冬季）

白河市立大屋小学校

1. 基本的な感染症予防対策

- (1) 3密を回避する
 - ① 身体的な**距離の確保**（1～2m）
 - ② **マスクの着用**
 - ③ **手洗いの徹底**と手指消毒の励行
 - ④ **換気**（2方向の対角の窓・扉を10～20cm程度同時に開ける）
 - 寒くても**原則は「常時換気」**
 - 室温低下による健康被害を防止するため、「**暖かい服装**」をよびかける
 - 極寒の場合は、休み時間ごとに窓を3分間全開
- (2) 継続的に検温と記録を行う
- (3) 新しい生活様式を意識した学習指導、生活指導を行う

2. 感染者および濃厚接触者出現時の対応

- (1) 児童が感染した場合
 - ① 当該児童は、感染が判明した日から治癒するまでの間「出席停止」となる。
 - ② 全校もしくは当該児童が在籍する学級を含む一部で、臨時休業となる。
(通常1～3日)
 - ③ 保健所や業者および教職員が、校舎内の消毒を行う。
- (2) 児童が濃厚接触者と特定された場合
 - ① 当該児童は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から最低2週間の「出席停止」となる。
 - ② 教職員が、当該児童が在籍する学級や児童が接触した場所やものの消毒を行う。
- (3) 児童生徒の家族等が濃厚接触者と特定された場合
 - ① 児童生徒は登校してもかまわないが、保護者から学校を休ませたいとの相談があった場合には、家族等の陰性が確認されるまで「出席停止」とする。
- (4) 教職員が感染した場合
 - ① 当該教職員は、感染が判明した日から治癒するまでの間「病気休暇」となる。
 - ② 全校もしくは当該教職員が担任する学級を含む一部で、臨時休業となる。
(通常1～3日)
 - ③ 保健所や業者および当該教職員以外の教職員が、校舎内の消毒を行う。

(5) 教職員が濃厚接触者と特定された場合

- ① 当該教職員は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から最低2週間は勤務できない。
- ② 当該教職員以外の教職員が、当該教職員が担任する学級や当該職員が接触した場所やものの消毒を行う。

(6) 教職員の家族等が濃厚接触者と特定された場合

- ① 当該教職員は勤務してもかまわないが、無理な勤務は行わない。
- ② 当該教職員に発熱等の症状が少しでもある場合には、絶対に勤務しない。

3. その他

(1) 児童のケアについて

- ① 児童に感染や濃厚接触があった場合、いかなる状況にあっても、新型コロナウイルス感染症に関わる、差別・偏見・誹謗中傷がないように十分に配慮する。
- ② 「白河市思いやり条例」を定期的に確認する。

(2) 校舎内の消毒について

- ① 定期的に施設や学習用具の消毒を行う。
- ② 施設関係の消毒は、スクール・サポート・スタッフを中心に、児童の学習活動に支障のない時間に行う。